



たまがわ 広報

村のようす
(4月1日現在)

| | |
|-----|-----------------------|
| 世帯数 | 1,420戸 |
| 人口 | 7,732人 |
| 男 | 3,766人 |
| 女 | 3,966人 |
| 面積 | 46.65 Km ² |

編集と発行
福島県石川郡玉川村役場
大越力夫
てんわ川辺 1・39・124

印刷所
須賀川市加治町69
有限会社 円谷 印刷

一年生のお母さん御安心下さい



入学してから一ヶ月、こんなに元気で、上級生の皆さんと体操をしております。学校にもなれて、言葉もはつきりと返事なども上手になりました。只心配なのは通学の際の自動車です。家庭でもよく注意して、可愛い子供さんに交通事故などのないようにして下さい。

玉川村

手をあげる子供はあなたを信じてる
とび出すな 走る車の 前うしろ
ハンドルは飲めばとらない僕のパパ
手をあげて わたる笑顔へ待つ笑顔
車も人も ゆづる心に 事故はない
安全は 一人一人の 心がけ
気をつけて、あなたの子供も通る道
とび出すな、走る車の 前うしろ
譲り合う道に 無事故の灯がともる
急ぐまい 事故はあせりの隙間から

五月の行事予定表

- | | |
|-------|----------------------|
| 総務課 | 一二日 村議会全員協議会 |
| | 中旬 月例監査 |
| | 下旬 消防団幹部会 |
| 産業課 | 二二日 国土調査原簿検査 |
| | 二三日 寒冷地貸付牛検査 |
| | 一七日 土地改良事業 事務検査 |
| | 一九日 農業委員会 |
| 建設課 | 月間 失対現場監督 |
| | 中旬 昭和四十二年度災害実施施設 |
| 計 | |
| 教育委員会 | 一七日 学校統合研究協議会 |
| | 一八日 教育委員会 |
| | 一八日 村内校長会 |
| | 二六日 石川管内小学校長会 於小高小学校 |
| 公民館 | 八日 青年学級開講式 |
| | 二〇日 青年学級 |
| | 下旬 社会教育委員会 公民館連審委員会 |
| 住民課 | 一五日 日赤募金配分会議 |
| | 二二日 生ポリワクテン投与 |
| | 二三日 |
| | 西部地区 東部地区 |

煙草苗床も共同化



東部地区は合併前から煙草栽培技術は一歩進んで来たが、先に北須釜に全国的にもめづらしい大きな乾燥室を建てし協業経営を行って、おり今度南須釜で煙草の共同育苗を始めたこと云うので、南須釜二の組たばこ共同育苗所を訪ねました。代表者の大越一郎さん宅前

昭和四十二年五月十日

に、間口三間奥行十一間三十三坪のどっかいビニールハウスが二棟建っており、内では幼苗の間引作業が行われていた。益々不況の統一をはかるのが目的で今年より始めたもので、現在の所、生育もよく増産も望めるとの話でした。

四月一日付で行政管理長官より大木吉丸さんが、四十二年度も引続いて行政相談委員に委嘱されました。

石川郡玉川村大字南須釜字六反田五一番 電話川辺局六二番

大木吉丸

農業による事故をなくしましょう

農業は農業の近代化に重要な役割を果しています。その種類は数多く、農業生産のため使用され、研究開発されています。

しかし、農業のもつ毒性を無視することはできません。いま農業による事故が大きな問題になっております。事故の内容からみても、農薬の共同散布作業が徹底せず、個人で使用したり使用残品の不始末（農薬の家庭内での保管の手ぬかり、法律で禁止されてゐるホルドールや、パラチオン等の特定毒物の不法所持）の結果、自殺や他殺事故を引き起こしたり、子供があやまって

飲んだり、もてあそんで事故をおこしております。

また農薬は口からばかりでなく、皮ふからも気管からも侵入して中毒しますので、潜在性中毒といわれています。自覚症状がなくなると、非常に危険です。取扱いは細心の注意が必要です。また散布作業服装の不備による中毒もたびかざると重症の中毒におちいりやすいので次の点に注意して下さい。

- (1) 農薬散布は実地指導員の指導による共同防除作業を徹底しましょう。
- (2) 散布作業服装を完全

にしましょう。帽子、マスク、ゴム手袋、長袖上衣、長ズボン、ゴム長等を着用して、できるだけ皮ふの露出面を少なくします。

した田畑や果樹園には見やすい所に標識をたてましょう。

行政相談委員はどんな仕事をするのでしょ



大越力夫

新緑の候村民の皆様には益々御健勝のことと御慶び申し上げます。

さて私ことこのたび村長改選にあたりお蔭様をもって当選の榮を得まして五月六日から就任いたしました。もとより微力ではありますが新たな意欲と抱負をもって明るく住みよい玉川村建設のため渾身の努力をいたす所存でございます。何とぞ今後も一層の御指導ご支援を賜わりますようお願いいたします。就任の御挨拶といたします。

(3) 農薬を取り扱った後は必ず石けんで手足や身体を洗いましょう。

(4) 購入した薬剤や使用残品は保管責任者を決めて厳重に保管しましょう。

(5) 散布地区や日時は必ず公示し農薬を散布

充分養生しましょう。とくに酒を飲んだり夜ふかしは禁物です。

(7) ホルドール、パラチオンの使用については役場、保健所に相談してから使用しましょう。

希望すること、などについて相談を受けるのが、主な仕事であります。受け付ける範囲は、国の行政機関、政府関係機関（公社、公庫、公団）等の行なっている業務、または県市町村で行なっている業務で、国の委任或は補助にかかるとして、民事関係の問題や警察で扱っている刑事事件を除けば大抵の場合には行政相談の対照となります。

| 昭和39年4月1日 | | | | 昭和40年4月1日 | | | | 昭和41年4月1日 | | | | 昭和42年4月1日 | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| 戸数 | 男 | 女 | 計 |
| 194 | 572 | 587 | 1,157 | 195 | 549 | 581 | 1,130 | 197 | 530 | 576 | 1,106 | 196 | 508 | 566 | 1,074 |
| 43 | 121 | 119 | 240 | 41 | 123 | 120 | 243 | 40 | 113 | 112 | 225 | 39 | 113 | 111 | 224 |
| 219 | 586 | 598 | 1,184 | 218 | 584 | 577 | 1,161 | 218 | 558 | 582 | 1,140 | 218 | 550 | 573 | 1,123 |
| 115 | 296 | 344 | 640 | 117 | 288 | 339 | 627 | 136 | 333 | 359 | 692 | 133 | 332 | 344 | 676 |
| 140 | 398 | 415 | 813 | 140 | 398 | 408 | 806 | 130 | 370 | 393 | 763 | 132 | 361 | 391 | 752 |
| 71 | 252 | 257 | 509 | 71 | 249 | 235 | 484 | 78 | 244 | 245 | 489 | 78 | 238 | 241 | 479 |
| 782 | | | 4,543 | 782 | | | 4,451 | 799 | | | 4,415 | 796 | | | 4,328 |
| 290 | 773 | 802 | 1,575 | 287 | 753 | 793 | 1,546 | 295 | 778 | 797 | 1,575 | 293 | 767 | 782 | 1,549 |
| 157 | 454 | 450 | 904 | 156 | 447 | 457 | 904 | 153 | 434 | 436 | 870 | 151 | 423 | 430 | 853 |
| 75 | 227 | 233 | 460 | 75 | 223 | 230 | 453 | 77 | 217 | 228 | 445 | 78 | 210 | 226 | 436 |
| 46 | 102 | 140 | 242 | 46 | 100 | 135 | 235 | 44 | 106 | 134 | 240 | 44 | 105 | 132 | 237 |
| 9 | 22 | 28 | 50 | 9 | 19 | 28 | 47 | 8 | 20 | 28 | 48 | 8 | 20 | 28 | 48 |
| 58 | 183 | 173 | 356 | 62 | 183 | 173 | 356 | 62 | 166 | 172 | 338 | 50 | 139 | 142 | 281 |
| 635 | | | 3,589 | 635 | | | 3,541 | 639 | | | 3,516 | 624 | | | 3,404 |
| 4,417 | 3,986 | 4,146 | 8,132 | 4,417 | 3,916 | 4,076 | 7,992 | 4,438 | 3,869 | 4,062 | 7,931 | 4,420 | 3,766 | 3,966 | 7,732 |

、今年7,732名に減りました。合併時男が4,376名、女が4,565名、計8,941名の人口が今年4月1日現在で4,417名で599名の減、計1,209名の減となりました。戸数は合併当時1,417戸、現在1,420戸で3戸の増となり調査に見えらるるので8年間の部落別人口の推移を記載しますから自分の部落の増減を勉強して下さい。

けしは観賞用、園芸用として植えられ、初夏になりますと色とりどりの美しい花が咲き私たちの目を楽しませてくれます。

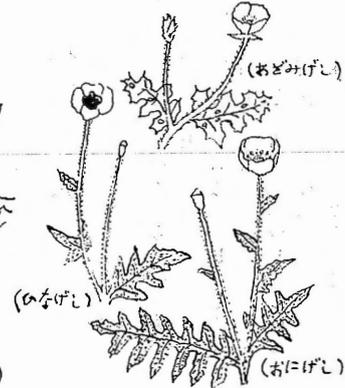
しかし「けし」の中には麻薬である「あへん」を含んでいるため「あへん法」と云う法律によって栽培を禁止されてゐる種類があります。この種類からとれる「あへん」は医療の面で重要な役割をはたしていますが、同時にその取り扱いを歩誤りますと社会に恐るべき害をもたらすものです。けしの栽培にはじゅうぶんに注意しな

植えていけない【けし】



ソムニフェルム種(ソムニフェルム種)

植えてよい【けし】



けしの栽培に注意

ければなりません。「けし」の花は昔から一重咲きの白い花だけ咲くものと思われておりましたが、今では八重咲きなどの変種が多くなつて色とりどりの花を咲かせることができます。

そこで一般の人々にはつづつてよい「けし」か、悪い「けし」か見分けがたいへんむづかしいと思ひます。このようなきときは、石川の保健所か、厚生生部業務課に相談して下さい。観賞を目的として植えられる「ひなげし」や「おにげし」は植えても良い「けし」です

夏まけを防ごう

暑いと食欲も減退しがちこんな時体力増進にききめのある食物として「ニラ」とか「ニンニク」があります。どちらにも強いもので

が、禁止されているけしは花を觀賞したり、またその種子を食用に供したりする目的であるとは出来ません。しかし本県では昔から「けし」をつつて種子をとり、その種子を食用に供する風習があり、ひそかに栽培する者があつたとまかせん。我が村にもわからずに栽培して注意された方もおられます。

「あへん法」では「けし」栽培者でなければ「けし」は栽培していけないことになつております。この規定に違反した者は一年以上一〇年以下の懲役に処せられます。

県でも毎年五月から六月にかけて「けし」の不正栽培防止月間運動として啓蒙宣伝を行い県内より「けし」の不正栽培を一掃するために皆さんの協力を御願ひしております。

我が村でも法律に違反する「けし」をつくらぬようにいたしませう。

が、絶好の栄養剤。というものはあつた強い成分が体内で水に溶けないビタミンB1を作ら。ニラや「ニンニク」からとつたビタミンB1は、体内に残つてじゅうぶんに効果を現わします。ビタミンB1は疲労回復、スタミナ増強、食欲増進の作用をする大切な栄養素です。

食べたあとのおいしさを取るには、あとで梅干を食べるとか、濃いコーヒーや牛乳を飲めばある程度消えます。

勤 労 奉 仕



桜花が咲き始める四月八日乙字ヶ滝公園の雑草を刈り木の葉を集めて掃除をしている老人等がありました。

此は竜崎の長寿会の人々が名勝乙字ヶ滝の春の行楽シーズンに入るに先だち美しい公園にしようとする曲がった腰のぼしながら勤労奉仕をして下さつたもので村内は勿論須賀川市の皆さんからも大変感謝されております。

我が村の人口の推移

合併当時人口8男が3,766名増えました。中学

| | 昭和35年10月1日 | | | | 昭和36年4月1日 | | | | 昭和37年4月1日 | | | | 昭和38年4月1日 | | |
|---------|------------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-----------|-------|-----|
| | 戸数 | 男 | 女 | 計 | 戸数 | 男 | 女 | 計 | 戸数 | 男 | 女 | 計 | 戸数 | 男 | 女 |
| 川 辺 | 198 | 613 | 637 | 1,250 | 197 | 599 | 625 | 1,224 | 195 | 583 | 600 | 1,183 | 196 | 584 | 5 |
| 蒜 生 | 42 | 114 | 129 | 243 | 42 | 115 | 128 | 243 | 42 | 122 | 126 | 248 | 42 | 123 | 1 |
| 小 高 | 219 | 601 | 635 | 1,236 | 219 | 593 | 625 | 1,218 | 219 | 593 | 622 | 1,215 | 219 | 589 | 6 |
| 中 | 116 | 340 | 365 | 705 | 115 | 329 | 360 | 689 | 114 | 326 | 361 | 687 | 117 | 323 | 3 |
| 竜 崎 | 135 | 408 | 449 | 857 | 136 | 408 | 440 | 848 | 138 | 403 | 426 | 829 | 140 | 399 | 4 |
| 岩 法 寺 | 82 | 273 | 280 | 553 | 82 | 270 | 277 | 547 | 76 | 261 | 264 | 525 | 73 | 259 | 2 |
| 小 計 | 792 | | | 4,844 | 791 | | | 4,769 | 784 | | | 4,687 | 787 | | |
| 南 須 釜 | 288 | 808 | 813 | 1,621 | 288 | 795 | 810 | 1,605 | 290 | 793 | 811 | 1,604 | 287 | 780 | 8 |
| 北 須 釜 | 160 | 469 | 469 | 938 | 158 | 465 | 454 | 919 | 159 | 457 | 454 | 911 | 157 | 446 | 4 |
| 吉 | 76 | 242 | 246 | 488 | 76 | 239 | 243 | 482 | 76 | 238 | 234 | 472 | 76 | 231 | 2 |
| 山 小 屋 | 44 | 109 | 137 | 246 | 44 | 111 | 136 | 247 | 44 | 106 | 132 | 238 | 46 | 106 | 1 |
| 山 新 田 | 9 | 23 | 28 | 51 | 9 | 21 | 29 | 50 | 9 | 22 | 28 | 50 | 9 | 21 | |
| 四 辻 新 田 | 59 | 176 | 192 | 368 | 59 | 176 | 189 | 365 | 59 | 178 | 180 | 358 | 60 | 181 | 1 |
| 小 計 | 636 | | | 3,712 | 634 | | | 3,668 | 637 | | | 3,633 | 635 | | |
| 合 計 | 1,428 | 4,176 | 4,380 | 8,556 | 1,425 | 4,121 | 4,316 | 8,437 | 1,421 | 4,082 | 4,238 | 8,320 | 1,422 | 4,042 | 4,1 |

もつと公民館を利用しましょう

何年か前から新生活 部を書きますと

運動の一環として結婚式の簡素化が叫ばれて参りましたがながく、合理化されず、益々派手になる状態でありました。その原因の一つに施設の問題がありましたが御承知の通り玉川村にも立派な公民館が完成しました。二階には広い日本間もありテール座布団それに三三九度の盃まで準備してあります。衣裳は婦人会で準備されてあり簡易な結婚式が出来ますので御利用下さい。尚公民館にはたくさんのお図書も備えて皆さんの利用をお待ちしております。

公民館使用条例の一

九州の旅 (一)

溝井 一郎

自動車の中よりのぞく並らびある飛行機体のにぶき反射線飛行場見えてしばらく過ぎしときゆる日英語にてしばらく説明つきしが吾が来る飛行機爆音あげぬ爆音の静まりしとき吾々も急勾配のタラップ登る揺れるしがたちまちいでし雲海上機動おちつきて座れる如し

- (1) 公益を害するおそれがあるとき認めるとき
- (2) 社会教育上支障あると認めるとき
- (3) 有料の興業及び此に類する使用と認めるとき
- (4) 建物または所属物を損傷するおそれありと認めるとき
- (5) その他教育委員会で不適当と認めるとき

第四条 公民館を使用するときは別表に定める使用料を徴収する

第五条 公民館を使用する場合は前納しなければならない。但し燃料は半日につき百円とする。

玉川村公民館使用料

| | | | | | |
|--------------|------|-----|------|-----|------|
| 午前九時から正午まで | 五〇〇円 | 日本間 | 三〇〇円 | 会議室 | 三〇〇円 |
| 正午から午後五時まで | 五〇〇円 | 講義室 | 三〇〇円 | | |
| 午後五時から午後十時まで | 五〇〇円 | | 三〇〇円 | | |

◎使用者の都合により時間を延長した場合、は当該区分の料金を時間割により使用料と算する。

◎使用室が二以上にわたるときは、その合算額とする。

福島の職員を退職された方へ

このたび恩給、共済年金制度の一部が改正され、従来、職員の在職期間に算入されなかった期間が新たに算入されることになり、恩給、共済年金を支給

花 閑根 栢泉

花に寄す人のこころに貧乏なく
暁の寝覚しづかに花の窓
咲き満し花にも愁ある夕へ
三月の大安日の慶しきり
雑木山すべて親しき百千鳥

「新たに算入されることになった期間」

一、日本赤十字社救護員の在職期間
日本赤十字社救護員で昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間において旧陸海軍の病院等に派遣され事変地又は戦地に於いて戦時衛生勤務に服した期間
二、旧軍人の加算年
旧軍人軍属の普通恩給を計算する場合に、その基礎在職年に算入

ご逝去お悔み申し上げます

(四月分の死亡届書から)

- 部落 死亡者氏名 世帯主名 続柄
川 刃 大竹作右衛門 主 忠作の父
南須 釜 福田コト 量平妻
吉 小 森 義 清利叔父
山小屋 松山タツ 金次郎母
四辻新田 塩田豊太郎 豊信父

福島県教育庁福利課 (長期給付係)
三、一、二以外の県職員
福島県総務部人事課 (年金係)
旧軍人の戦地加算年が何年あるかについての照会(軍歴申立書を添えて)福島県厚生部社会課(恩給係)へ。

示しの上、十五円切手をはった宛先明記の返信用を封筒を同封して下さい。

取扱機関は
一、警察関係職員
福島県警察本部警務課(年金係)
二、教育関係職員
くわしいことは役場で御問い合わせ下さい。

先月の日誌より 四月



お誕生おめでとう

ごぞいませ

(四月分の出生届書から)

- | | | | |
|-------|-------|------|----|
| 部落 | 出生児氏名 | 世帯主名 | 続柄 |
| 川 刃 | 野崎信子 | 正光 | 孫 |
| 小 高 | 溝井彦彦 | 直美 | 孫 |
| 川 高 | 車田義枝 | 長長 | 孫 |
| 岩法寺 | 大竹洋子 | 鶴行 | 孫 |
| 龍崎 | 須崎次子 | 仙次 | 孫 |
| 南須釜 | 小形孝次 | 秋男 | 孫 |
| 宗光 | 宗光徳次 | 斌男 | 孫 |
| 石松 | 松久吉 | ハツヨ | 孫 |
| 小針 | 針久美 | 一雄 | 孫 |
| 吉 北須釜 | 須賀喜一 | 辰次郎 | 孫 |

- 四・六 児童館入所式
 - 四・七 土地改良区理事
 - 四・八 区長会 本庁
 - 四・九 中地区農業構造改善事業 換地計画
 - 説明会
 - 四・一〇 生ポリオワクチン投与 母子センター
 - 四・一三 土地改良区理事
 - 四・一七 春季狂犬病予防注射
 - 四・一六 西部地区
 - 四・一六 農委委員会
 - 四・一六 選挙管理委員会
 - 四・一六 種痘実施 母子センター
 - 四・一六 村長選挙投票
- ▽選挙の後始末等で、今月号のおくれたことを御呼び致します。
▽新しい村づくりを推進する覚悟です。
▽六月一〇日号は、予定通り発行出来るものと思っておりますが、村内のニーズを御知らせ下さい。
▽田植、麦の収穫等、益々多忙になります。健康に留意して元気で御働き下さい。